

日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）提言に対する

日本政府のレポート

2024年7月

注：本レポートの記載内容は、2024年6月30日時点の状況に基づき、作成されている。

ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制	3
WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化	3
WP-1 / #02* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案	4
WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化	4
WP-1 / #05* / EJ to EJ 気候中立の実現	6
WP-1 / #06* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言	6
WP-1 / #07* / EJ to EJ 経済安全保障	7
WP-1 / #08* / E to J 人権とサプライチェーン	8
WP-1 / #09* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ	8
WP-1 / #10* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント	10
WP-1 / #11* / E to J 風力発電	11
WP-1 / #12* / E to J 自動車	11
WP-1 / #13* / E to J 運送・物流	11
ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉	13
WP-2 / #03* / EJ to EJ 地球環境を保全しつつ、世界人口を養うという矛盾する問題の解決に向けた、生物農薬を含む新技術の推進	13
WP-2 / #05* / EJ to EJ 環境負荷の低減と食糧確保を実現する食の新しい技術（フードテック）の推進	13
WP-2 / #07* / EJ to EJ 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見性のある環境の構築	13
WP-2 / #08* / EJ to J 画期的なイノベーションへの迅速なアクセスを確保するための規制環境の改善	14
ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ	15
WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 A) グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力	15
WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EU 間協力の強化 B) 日 EU EPA とデジタルパートナーシップを通じた連携	15
WP-3 / #02* / EJ to EJ デジタル技術の社会実装支援	16
WP-3 / #03* / EJ to EJ 安心して安全な信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ	16
WP-3 / #04* / EJ to EJ 人間中心の AI 技術の社会実装	17
WP-3 / #06* / EJ to EJ デジタル変革のための接続性の向上	17
WP-3 / #08* / EJ to EJ サプライチェーン強靱化に対する協力	17
WP-3 / #09* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発	18
WP-3 / #11* / EJ to EJ 研究・開発協力	18

ワーキング・パーティ 4	環境、持続的発展	19
WP-4 / #01*	EJ to EJ 気候変動に対する両政府の政策と方針.....	19
WP-4 / #02*	EJ to J 資源効率・循環経済の促進.....	19
WP-4 / #04*	EJ to EJ 強靱で快適なくらしの実現.....	20

ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

規制協力を強化する

日EUは規制協力に関する専門委員会第5回会合を本年2月に開催し、洋上風力発電に関する協力や、エコデザイン規則、炭素国境調整措置（CBAM）、Fガス規則等のEU側の新たな規制に関して意見交換を行うとともに、引き続き日EU双方で規制協力を促進していくことを確認した。

本年7月1日には、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）を改正する議定書」が発効予定。これにより、国境を越えたデータの流通に関する予見可能性が確保され、日EU間のデータ流通の促進、ひいては経済関係強化に貢献することが期待される。

日EUは、日EU・EPAに基づき、規制協力に関する議論を引き続き推進していく。

特に中小企業による日・EU EPAの活用を促進する

経済産業省及びJETROは公式HP等を活用し、EU側からの情報も含めた関連情報を提供しているほか、オンラインや国内外各地での説明会の開催、相談窓口の設置、パンフレット・解説書等の作成・配布、YouTubeやWEB広告等のSNSを通じた周知等によりEPAの利用促進を進めている。外務省においても、中小企業による日EU・EPA利活用促進のため、「中小企業（日EU・EPA第20章）に関するリンク集」を外務省HPにて発信している。

また、利便性を高めるためのデジタル化においては、日EU・EPAを含む原産地証明書等を補助するエクセルツールを開発し、JETROにて無償で提供するとともに、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームの実証を実施した。

第三国における共同投資

日本政府は、EUも参加するG7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）において、2027年までに650億ドル以上のインフラ支援と民間資金の動員の実現を目指す旨表明しており、EUとも連携しつつ、引き続き質の高いインフラ投資を促進していく。

また、EUの「グローバル・ゲートウェイ」は、世界全体の持続可能な開発に向けて民間投資を積極的に動員していく取組であり、PGIIへの重要な貢献でもある。2023年7月の日EU定期首脳協議でも改めて確認をしたとおり、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」に基づき、この分野においても、EUと引き続き

緊密に連携していきたい。

データの自由な流通を促進する

本年7月1日には、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）を改正する議定書」が発効予定。これにより、国境を越えたデータの流通に関する予見可能性が確保され、日EU間のデータ流通の促進、ひいては経済関係強化に貢献することが期待される。また、21世紀の成長エンジンであるデジタル分野の健全な発展を促す先進的なデジタル貿易ルールの範として、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の実現にも寄与することが期待される。

WP-1 / #02* / EJ to EJ 次回WTO閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案

日本政府は、紛争解決制度（DS）機能や交渉機能、審議機能を含むWTO改革を通じたWTO体制の維持・強化に取り組んでいる。MC13では、本年内のDS機能回復の実現の必要性を改めて確認した。共同声明イニシアティブ（JSI）については、電子商取引においては2023年12月に13の条文につき実質的妥結したことを発表し、開発に関する投資円滑化においては本年2月に交渉終了が宣言され、また同月、サービス国内規制においては、規律に係る認証手続が日本について完了する等、進展があった。電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについては、MC13で延長が決定された。こうした取組や成果を踏まえ、MC14も見据えて、G7貿易大臣会合等の場も活用しながら、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化に引き続き取り組んでいく。

WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

1. 共通の化学物質規制の設定

日EU産業政策対話・化学品WGを通じて、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。直近では、本年2月に双方における化学物質管理規制の動きについてアップデート及び意見交換を行った。引き続き、化学物質管理に係る情報共有や意見交換を実施していくとともに、OECDにおけるテストガイドライン、優良試験所基準、データ相互受入制度、国連GHS分類及びストックホルム条約等の国際スキームを踏まえて、EUとの連携を進めていく。

2. 共通の資源効率政策の策定

省エネルギーに関する国際協力については、IEAのイニシアティブである Energy Efficiency Hub における省エネルギー政策・規制等のベストプラクティスを紹介するワーキング・グループ等を通じて、引き続き、国際的な協力に貢献していく。また、循環経済に関する国際標準化については、ISO/TC 323において取組が進められているところであり、引き続き、日本政府としてもEUと連携しながら国際標準化推進に貢献していく。また、動脈産業と静脈産業の連携による再生材や再生可能資源等循環資源活用を促進すべく、国内・国際両面での標準・規格の整備を推進していく。

3. AEOのメリットの拡大

本年10月からAEO輸入者を対象として一部担保の取扱いの緩和を実施予定。AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、引き続き、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、実現可能な改善策の検討を行う。

4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

日本政府は、これまでも国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム(WP. 29)において、欧州委員会と国際基準策定のため協力してきた。また、日本政府は、2023年からWP. 29の副議長を務めており、議長として選出されたイタリアと協力し、WP. 29の国際基準調和活動により一層貢献することとしている。さらに、カーボンニュートラルに向け、カーボンニュートラル燃料も考慮した自動車のライフサイクル評価(LCA)手法の策定について、欧州委員会や日欧の業界と協力して議論を進めていくこととしている。

引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP. 29において自動車基準の国際調和を進めていく。

5. 衛生植物検疫規制

衛生植物検疫措置は日EU双方の人の生命・健康及び動植物衛生の保護のため、科学的な根拠に基づき講じられている。

2023年12月の衛生植物検疫措置に関する専門委員会第5回会合では専門家間での議論が行われ、衛生植物検疫措置に関する協力を継続していくことを確認した。

双方の案件について、食品及び飲料の輸出拡大という目的を達成するために、科学的根拠に基づき協議を進めていく。

6. 電気製品

日本独自の基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題(fundamental technological or infrastructural problems)が存在し、電気製品による危害・障害を防止するため、完全な

国際整合は難しい状況ではあるが、日本政府としても国際整合の重要性は認識している。可能な限り国際規格を日本の制度に導入することによって、双方のシステムの整合化を検討していく上で、BRTご指摘の「ゴール」について議論を深めていくことが肝要と考えている。

WP-1 / #05* / EJ to EJ 気候中立の実現

日本政府は、WTO貿易と環境委員会（CTE）やWTO有志国による「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」（TESSD）における気候中立に関する議論に貢献してきた。EU以外でも炭素国境調整措置（CBAM）の導入に向けた動きが見られる中、今後もWTOにおいて、複数の貿易関連気候措置の相互運用性といった観点も含め、措置のWTOルールとの整合性や経済活動への影響等に関する議論を推進していく。また、環境に配慮した形で製造された物品の貿易を促進するためのアプローチについても、議論を推進していく。

また、今後発表されるCBAMの下位法令に向けて制度の運用の在り方や実務的な協調の必要性を、日EUグリーン・アライアンスの下で、継続的、建設的に議論していく。

炭素価格の取り扱いに関する緊密なコミュニケーションの確保については、WTOのCTE、TESSDを始めとする関連会合において、EUを含む加盟国と議論を継続する。

再エネの大量導入と電力のレジリエンス強化に向けては、地域間連系線や各エリア内の基幹系統の整備が重要。今後、広域連系系統の「マスタープラン」等を踏まえ、計画的な整備に向けた対応を進めていく。

洋上風力発電については、着床式・浮体式それぞれの国内外の動向、日本の特性や強み等を踏まえた次世代の技術開発に取り組みつつ、政府間の協力関係の構築と国内外の企業の連携を促し、浮体式の安全評価手法の国際標準化等を進める。また、本年6月には、日EU水素ビジネスフォーラムを開催し、日EUクリーンエネルギー産業政策対話を設置することで一致。今後、太陽光、風力及び水素といったクリーンエネルギー分野における強靱なサプライチェーン構築等についてEUとの連携を強化していく。こうした二国間での協力に加えて、IPHE（国際水素パートナーシップ）等の多国間の協力枠組みも最大限活用しつつ、新技術を世界で活用しやすくするような国際標準化等に積極的に取り組む。

WP-1 / #06* / EJ to EJ BEPS 行動計画及びその他税制問題に対する提言

BEPS 行動計画

日本政府は、公平な競争条件の促進や税の安定性向上のため、BEPS（税源浸食及び利益移転）プロジェクトにおいて、EU諸国と共に中心的な役割を担ってきた。現在、BEPSプロジェクトは実施フェーズに入っており、日本政府は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」の参加国・地域拡大に大きく貢献している（現在の参加国・地域は140か国・

地域以上)。

日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続の整備に当たり、経済界・関係省庁とのヒアリング等を通じ、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮してきた。

日本政府としては、引き続き、合意された措置を着実に実施するため、経済界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、日本政府としては、日EU加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多数国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

公平な競争条件の確保に向け、日本政府は、BEPSパッケージの適時で一貫した広範な実施の確保及び残された課題への対応のために、EUを含む国際的なカウンターパートと引き続き協力する。

その他の税金問題

日本政府としては、2016年度税制改正において、目標としていた「法人実効税率20%台」への引下げを実現したところであり、今後、その効果を見極めていく。企業の事務負担を軽減し、より効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する観点から、2020年度税制改正において、「連結納税制度」について簡素化等の見直しを行い、「グループ通算制度」を創設した。

さらに、日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去することで日EU間の投資・経済交流が一層促進されるよう、EU加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、2021年10月、二本の柱からなる解決策が合意された。日本政府は、合意の実施に向けて、国際的な議論に引き続き貢献するとともに、合意に則った法制度の整備に向けて検討を行っていく。

WP-1 / #07* / EJ to EJ 経済安全保障

経済安全保障に関して、日本は、EUを始めとする同志国間の連携を重視。2023年10月の日EUハイレベル経済対話において、経済的威圧への対処や強靱なサプライチェーンの構築、輸出管理等の最近の動向について意見交換を行うとともに、事務レベルの「透明、強靱で持続可能なサプライチェーンを構築するための政策に関する国際協力作業部会」を設置することで一致し、同作業部会を通じて意見交換を行ってきた。また、本年5月の日EUハイレベル経済対話では、経済安全保障に関する双方の取組について意見交換を行うとともに、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」

を立ち上げ、戦略的依存関係及び構造的な脆弱性に対処し、強靱で信頼性の高いグローバルなサプライチェーンを確保するため連携していくこと等で一致した。

また、本年6月13日から15日にかけて開催されたG7プーリアサミットでは、EUを含むG7として、過剰生産能力や非市場的政策及び慣行に関する課題、経済的威圧への対処、サプライチェーンの強靱化、重要・新興技術の保全等について、今後も連携して取り組んでいくことを確認した。

引き続き、G7、WTOを含む国際場裏で日EU間で緊密に連携していくとともに、EUを含む同志国との連携を図りつつ、官民で協調し、経済安全保障上の課題に取り組んでいく。

WP-1 / #08* / E to J 人権とサプライチェーン

日本政府は、2020年10月、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、企業活動によって人権への悪影響を受ける人々の人権を保護・促進するため、「ビジネスと人権」に関する行動計画（5か年）を策定した。今後の同行動計画の改定に向けて、ステークホルダーとの対話を継続し、関係府省庁間の連携を強化しながら、政策の調和に努める。

日本政府が2022年に策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組を、民間企業の実態に即して、具体的に解説したものである。また経済産業省は、本ガイドラインを補完するものとして、本格的な取組の経験がない企業向けに「実務参考資料」を策定した。引き続き、企業が積極的に人権尊重に取り組める環境整備に取り組む。

WP-1 / #09* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

自動車

日EU・EPA附属書2-C（自動車及び部品）の第五条から第九条に基づく国連基準への調和のための移行期間については、日EU・EPAの長きにわたる交渉を経て合意したものであり、当初の計画よりも早く国内基準として採用するなど着実に推進している。

排気／燃費の分野においては、国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)など1958年協定に基づく相互承認が可能となっている。

また、日本は、2023年からWP.29の副議長を務めており、議長として選出されたイタリアと協力し、WP.29の国際基準調和活動により一層貢献することとしている。更に、カーボンニュートラルに向け、カーボンニュートラル燃料も考慮した自動車のライフサ

イクル評価（LCA）手法の策定について、欧州委員会や日欧の業界と協力して議論を進めていくこととしている。

引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP. 29において自動車基準の国際調和を進めていく。

鉄道

鉄道の安全基準は、各国の輸送の実情や過去の事故の経験等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については、日EU間で相違がある。日本では、国が強制規格に対する適合性審査を行っており、欧州のように、第三者による認証等を通じた製品の安全確保のための規制は設けていない。日本の供給者は、日本において基準への適合性が認められている場合であっても、日本からEUに輸出される製品について、EUにおける適合性審査を受けることとされている。また、各鉄道事業者が、製品が自らの要求に合致しているか試験できることは、日EU共通であると承知している。

日本政府は、強制規格及び強制力はないが強制規格に適合する標準的、具体的な数値を示した解釈基準を定めており、これらの英訳版をWebで公表している（http://www.mlit.go.jp/english/2006/h_railway_bureau/Laws_concerning/index.html）。

標準化活動の分野において、日本は、鉄道国際規格センターを中心に、JIS-CEN/CENELEC情報交換会等の欧州との定期的な会合を通じて、国際規格開発に係る互いの活動について意見交換を行い、ISO/IEC等の国際規格の規格審議の場でのコンセンサス形成に寄与している。

独自のソリューションの製作は、各鉄道事業者が自らの路線の課題、要求、現況等に応じてコスト等も加味した上で、判断していると承知している。

日本の鉄道事業者には、今後の調達予定のリストを公表している事業者もある。日本の鉄道事業者は、これまでと変わらず、安全性及び信頼性のある製品を求めており、優れた欧州製品も積極的に調達していく用意があると聞いている。

日本政府は、日本の技術基準とEUのTSI（インターオペラビリティ技術仕様：Technical Specifications for Interoperability）との対比表を作成するとともに、関係する鉄道事業者に対し、供給者に課す試験・実験に関して内外無差別な取扱いをすること、及び確固たる関心を示した欧州の供給者に対しては実施基準の適切かつ該当する部分を内外無差別に開示するように通知した。これを受け、日本の鉄道事業者は具体的措置を講じるものと承知している。日本政府としては、欧州の供給者が日本の鉄道事業者に対して具体的にアプローチすることを期待する。

加工食品

日本では、食品衛生法に基づき内閣総理大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定

める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物（酵素を含む）の指定手続は、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

酵素を含む添加物の指定にあたり必要なデータについては、従来、公表文献やFAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）等での評価にあたり用いられたデータも活用している。また、添加物の規格基準策定にあたっては、EUを始めとする各地域の規制及びコーデックス規格を参照しており、国際基準と調和の取れた基準となるよう定めている。

さらに、2002年からは、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物45品目（香料を除く。）については、日本政府が主体的に指定等を進めており、これまでに41品目の指定手続を終了している。残りの品目のうち、3品目については対日輸出国向けに再度行った調査の結果、国際的に汎用されている添加物に該当しなくなったと考えられたことから指定に向けての手続を取りやめ、残り1品目について、引き続き食品安全委員会専門調査会で審議を行っている。

また、一部のEU加盟国からのベリー類及びベリー類加工品、きのこ等については、旧ソ連における原発事故を踏まえ、輸入届出に対し放射性物質の自主検査を実施するよう輸入者に指導しているが、現在も、輸入時の検査において我が国の基準値を超える違反事例があることから、当該措置を継続している。

WP-1 / #10* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

現在、日本の無線機器に関する基準認証制度では、他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない無線設備について、製造業者等が技術基準の適合性を自己確認する制度を整備している。他の無線局に妨害を与えたり、人体に影響を与えたりしないような範囲に限って、自己確認による認証が可能となるよう無線設備の範囲の拡大を行っているところ、大きな空中線電力を使用する基地局設備で基準不適合が発生した場合、他の無線局への混信等妨害や人体に対する安全基準の超過等の可能性があり、慎重な検討が必要。

食品用器具・容器包装については、食品衛生法上、政府又は第三者による承認は求めている。

現在、日本の非侵襲型医療機器を含む医療機器の制度では、患者へのリスクの高さに応じて、国際的に整合した方法でクラス分類を行い、クラスに応じて手続が異なっている。不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるものは、一般医療機器（クラスI）であり、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への届出（すなわち、適合性を自己確認する）を行うことで製造販売が可能となる。

WP-1 / #11* / E to J 風力発電

現在計画中の洋上風力プロジェクトは、登録適合性確認機関による審査を経て技術基準の適合性確認を行っている段階であり、いずれのプロジェクトにおいても現行制度運用後の審査がまだ完了していない。今後、登録適合性確認機関による審査の実績が蓄積されれば、その内容を検証し、審査期間や審査方法、使用言語等の課題について確認をしていく。

洋上風力発電設備の設置及び維持管理に不可欠となる基地港湾として、能代港、秋田港、鹿島港及び北九州港に加え、2023年4月に新潟港を、本年4月には青森港及び酒田港を新たに指定し、岸壁の地耐力強化等の必要な整備を実施している。引き続き、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、基地港湾の計画的整備を進めていく。

船舶法第3条において、国内輸送は日本籍船による輸送が大原則とされており、洋上風力発電建造に従事する作業に付随的な輸送であっても例外ではないため、外国籍船を使用することはできない。外国籍船の使用を希望する場合は、当該船舶を日本籍船へ転籍することにより可能となる。

WP-1 / #12* / E to J 自動車

軽自動車取得の財政上のインセンティブは、狭い国土に人口が密集する地理的特性等、我が国固有の事情を考慮し、社会的な政策として設けられたものであり、この措置の必要性は今なお存在する。更には、これらのインセンティブは、日々の生活のために自動車を必要とする地方在住の住民の自動車取得を容易にしており、大きな社会面での恩恵をもたらしている。

また、税制については、各国の税制改正プロセスを通じて議論されるべきである。軽自動車の保有に係る税については、2014年度税制改正大綱により引き上げられたものが、2015年4月から施行されている。また、2019年10月からの消費税率10%への引き上げを受けて、2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた家用乗用車(登録車)には、減税を実施している。これにより、登録車と軽自動車の税格差は縮小している。

WP-1 / #13* / E to J 運送・物流

食品衛生法上の届出が必要な食品等の輸入貨物については、一時的に保税倉庫に蔵置され、通関する海港・空港の厚生労働省検疫所において届出審査等を行う。この際、厚生労働省において保税倉庫の場所は指定しておらず、保税倉庫がどこでも届出が可能となっている。

日本の植物検疫では、海外から輸入される植物等を介して、日本の農作物に被害を与える病害虫が分散するのを防止する観点から、原則その植物等が輸入された港又は空港において輸入検査を実施しており、保税倉庫では検査を認めていない。なお、例外として、国際郵便事業者が取り扱う郵便物については、空港等から通関手続を行う国際郵便局の施設へ輸送した後の検査を認めているが、これは、病害虫の拡散リスクが低い都市部の室内で検査が行われていること、各荷物が個別にこん包され、輸送中に病害虫が分散するリスクが低いこと等からである。郵便物と同様の形態で輸送される国際急送便についても、病害虫が分散するリスクが低いことから、輸入された空港から別の港又は空港に陸路輸送後、検査を行うことも認めている。

国土交通省では、荷渡指図書を含む民間事業者間の物流手続を電子化し港湾物流の生産性向上を実現するプラットフォームであるサイバーポート（港湾物流）を2021年4月から運営している。引き続き利用者の利便性向上に資する機能改善等を行うことで利用拡大を推進する。

物流業界におけるデジタル化を推進するため、事業者が抱える具体的事例について、官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

コンテナとともに運搬され、その型式のコンテナに専ら使用される温度計等は、既に「通常の附属品及び備品」としてコンテナに含むこととしているが、各「スマートボックス」がこれに該当するか、事業者のニーズはあるか等を踏まえ、取扱いを検討する。

現状、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCS）の輸入申告事項登録（IDA業務）においては、業務仕様により、入力欄数は最大99欄に設定されているところ。この入力欄数を100欄以上に拡大することは、欄数の桁が2桁から3桁に変わるため、システム負荷が大きいことや、NACCS利用者の自社システムへ影響が生じるため、現時点において実現は困難。なお、2025年10月にリリースを予定している第7次NACCSも、詳細仕様が既に確定し開発を進めていることから実現は困難。他方、第7次NACCS更改後の機能追加等の要望の一つとして、上記の課題やNACCS利用者からの意見等を踏まえつつ、導入の是非について検討することは可能。

ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉

WP-2 / #03* / EJ to EJ 地球環境を保全しつつ、世界人口を養うという矛盾する問題の 解決に向けた、生物農薬を含む新技術の推進

食料・農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に基づき、化学農薬の使用に伴うリスクの低減を進めている。

従来の化学農薬に代替し得る資材として、生物農薬やバイオスティミュラント、RNA農薬等について、OECDでの議論も参考にしつつ、取扱ルールの検討を進めることとしている。我が国と自然条件が異なる国で得たデータのみでは、標的外生物等への影響を判断できず、したがって相互承認は困難と考えるが、今後とも、国際的な議論の流れとも調和することを念頭に、最新の科学的知見に基づき取扱ルールを検討していく。

WP-2 / #05* / EJ to EJ 環境負荷の低減と食糧確保を実現する食の新しい技術（フード テック）の推進

世界的にもフードテックビジネスが急速に拡大する中、2020年に立ち上げた民間企業、研究機関、行政から成るフードテック官民協議会において、2023年は日本発のフードテックビジネスを育成し推進するためのビジョンを策定したほか、「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業」を実施し、スタートアップ企業等有する先端技術の社会実装の促進を図っており、引き続き、フードテック企業の取組を支援していく予定。なお、本年5月に成立した食料・農業・農村基本法の改正法は、基本的施策として、農業の生産活動及び食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進、先端技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の促進等を新たに盛り込んでいる。

食品の安全性においては食経験が極めて重要な役割を占めている。フードテックを用いた食品のうち、食経験が不足しているものについては、現状、安全性に係る科学的知見の収集を行い、必要に応じて、規制の要否等について検討している。

自由貿易と食の安全のバランスを保つため、関係する産業界とも連携して諸外国における取扱い状況も参考に、この課題に継続的に取り組んでいく。

WP-2 / #07* / EJ to EJ 日本の薬価制度改革によりイノベーションに報いる安定で予見 性のある環境の構築

日本の製薬産業が絶え間ないイノベーションにより、革新的な新薬を生み出し、グローバルに競争するための環境を整備していくことは重要と考えている。その上で、薬価制度については、「イノベーションの推進」と「国民皆保険の持続性」の両立を図ることを基

本としつつ、業界の意見もよく聞きながら、中央社会保険医療協議会において不断の見直しを図っていく。

WP-2 / #08* / EJ to J 画期的なイノベーションへの迅速なアクセスを確保するための規制環境の改善

日本政府は、米国・欧州とともに医薬品規制調和国際会議（ICH）を創設し、薬事規制の国際的な調和に取り組むとともに、このICHで策定された国際的に調和されたガイドラインを積極的に我が国の薬事規制に取り入れている。

ニーズの高い医薬品の承認審査の促進に関しては、例えば先駆的医薬品では相談先設置など運用改善に取り組んでおり、結果、指定品目数は2020年度の0品目から、2023年度末までに7品目へと増加。引き続き、業界団体との意見交換も通じて、更なる方策について検討する。

また、プログラム医療機器（SaMD）に関して一定の性能又は高い蓋然性をもって有効性を確認できる早期の段階で第一段階承認を行い、市販後に臨床的意義が確立された後に第二段階承認を行うという二段階承認の仕組みを導入した。

ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ

WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFTの実現に向けた日EU間協力の強化 A) グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

MC 13にて延長された電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムについては、2023年10月及び本年2月のG7貿易大臣会合の成果文書でもその恒久化の重要性を確認しており、日本政府としても引き続きWTO加盟国と協力していく。

WTO電子商取引共同声明イニシアティブ（JSI）においては、日本政府は共同議長国として交渉を主導し、2023年末までに個人情報保護及びサイバーセキュリティを含む13条文の交渉を実質的に妥結させ、引き続き本交渉の早期の妥結を目指して取り組んでいる。

2023年6月に、個人情報保護委員会は、第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合（於東京）を主催し、その成果物たる「コミュニケ」及び「G7DPA行動計画」において、OECDにおけるガバメントアクセスに関する作業等を支持する旨明記した。また、今後も、OECDにおけるガバメントアクセスに関する議論・作業を継続するとともに、非OECD加盟国に対しても、「OECDの民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」の普及に向けた取組みを継続していく。

2023年12月、G7デジタル・技術大臣会合において、OECDでのパートナーシップのための制度的アレンジメント（the Institutional Arrangement for Partnership: IAP）設立に向けた議論を歓迎し、同月、OECDにおいてIAPの一部としてDFFT専門家コミュニティの設立が承認。本年4月に開催された第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合の共同声明及び4月30日に署名したデジタル・アイデンティティに関する協力覚書において、IAPの組織強化に関する日EU間の協力を確認。

WP-3 / #01* / EJ to EJ DFFTの実現に向けた日EU間協力の強化 B) 日EU EPAとデジタルパートナーシップを通じた連携

本年7月1日、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU・EPA）を改正する議定書」が発効予定。これにより、国境を越えたデータの流通に関する予見可能性が確保され、日EU間のデータ流通の促進、ひいては経済関係強化に貢献することが期待される。また、21世紀の成長エンジンであるデジタル分野の健全な発展を促す先進的なデジタル貿易ルールの範として、日本政府が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の実現にも寄与することが期待される。

本年4月に開催された第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合において、日EUは、これまで以上に緊密な戦略的パートナーシップの重要性を再確認した。同会合では、

デジタル技術の活用等、具体的な課題解決の推進を通じたDFFTの具体化に向けて、OECDにおけるDFFT専門家コミュニティの設立を含むIAPの始動を歓迎し、欧州データスペースと日本のデータスペース（DATA-EX及びウラノス・エコシステムを含む）間の相互運用性を促進するための協力を継続することを始め、半導体、海底ケーブル、ハイパフォーマンス・コンピューティング（HPC）、量子、IoT製品のセキュリティ適合性評価制度、6G等のネットワーク、AI等の幅広い分野での協力について確認した。

また、同月に署名した日EUデジタルパートナーシップにおけるデジタル・アイデンティティに関する協力覚書に基づき、デジタル・アイデンティティの相互運用性確保に向けて日EUを始めとする国際的な連携を推進する。

WP-3 / #02* / EJ to EJ デジタル技術の社会実装支援

2023年12月、G7デジタル・技術大臣会合において、OECDでのIAP設立に向けた議論を歓迎し、同月、OECDにおいてIAPの一部としてDFFT専門家コミュニティの設立を承認。本年4月に開催された第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合の共同声明及び同4月30日に署名したデジタル・アイデンティティに関する協力覚書において、IAPの組織強化に関する日EU間の協力を確認。

今後、企業、業界及び国境を越えてデータを共有し活用する取組（我が国発のイニチアティブである「Ouranos Ecosystem（ウラノス・エコシステム）」を含む優先分野に引き続き取り組む。

WP-3 / #03* / EJ to EJ 安心で安全な信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ

総務省は、量子鍵配送（QKD）について、本年4月に取りまとめられた「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」を踏まえ、量子暗号テストベッドを活用し、社会実装に向けた課題の明確化やアーリーアダプタへの利用促進等を進める。また、優れたQKD装置がグローバルに利用可能となるよう、ITU等の国際機関において、QKD装置の相互接続等に関する国際標準化を推進している。

経済産業省は、IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度について本年3月に制度方針案を策定した。現在、2025年3月までに制度を一部開始するべく、パブリックコメントの結果を踏まえ、制度の最終方針を取りまとめている。また、本年5月に開催された第2回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合において、双方制度の「互換性を促進するための取組を継続し、両制度の基準策定における専門家の連携強化等において協力すること」で一致した。EUのサイバーレジリエンス法を始めとした諸外国の制度との相互運用性に向けて各国と調整を図っていく。

WP-3 / #04* / EJ to EJ 人間中心のAI技術の社会実装

AIに関する様々なリスクや、ガイドライン等のソフトローと法律等のハードローに関する国際的な動向等も踏まえ、制度の在り方について検討する。また、広島AIプロセス等を通じて、安全・安心で信頼できるAIの実現に向け、国際的な取組を引き続き主導するとともに、アジア諸国やグローバル・サウスとも協調しながら、イノベーション創出を引き続き推進する。さらに、我が国のAISIと諸外国のAISI等の国際的なネットワークを構築し、AIの安全性確保に向けた方策を検討する。

WP-3 / #06* / EJ to EJ デジタル変革のための接続性の向上

2022年に、日EU両首脳間で立ち上げられた「日EUデジタルパートナーシップ」において、研究開発の協力を通じて5G及びBeyond 5G/6G技術の開発及び展開を促進することで一致した。これを受けて総務省は、EU当局とも連携し、日EUの共同研究プロジェクトの公募を本年3月～5月に実施した。今後、採択審査を経て、2025年から採択された研究プロジェクトを開始する予定としている。

総務省では、多様な主体がBeyond 5G/6Gのユースケース開発等を行うことが可能なテストベッド等の環境を整備することを検討している。

また、本年2月に開催した日EU・ICT政策対話、同年4月に開催した日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合において、Open RANを含むオープンで安全、革新的かつ強靱なネットワークの重要性を双方で確認した。今後も政府間の対話等を通じて、ネットワークのオープン化の推進について、議論を継続する。

WP-3 / #08* / EJ to EJ サプライチェーン強靱化に対する協力

半導体

2023年7月に経済産業省は欧州委員会との間で半導体に関する協力覚書を作成。これに基づき、同年10月に経済産業省と欧州委員会との間で半導体サプライチェーンのための早期警戒メカニズム、本年5月に半導体セクターへの公的支援透明性メカニズムに関する覚書を作成した。また、人材開発をテーマに含めた日EU半導体ワークショップを本年1月に開催し、EUとの間で半導体に関する協力を推進している。今後、早期警戒メカニズム、公的支援透明性メカニズムに則りEUと連携し、人材開発を含む日EUの協力の具体化に向けて更に議論を深めていく。

重要鉱物

日本政府は、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、蓄電池製造等に必要な上流資源の確保にも注力することを発表。日本企業による鉱山開発等への投資を支援する

ために2, 158億円の予算を確保。日本企業の投資について資金面で支援する用意があり、新たに日EUで共同投資を行えるプロジェクトがあれば積極的に検討していく。

WP-3 / #09* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

AI半導体等のキーデバイスの設計・開発・運用に関する産学連携体制等の構築や研究開発、人材育成を支援する。また、AIスキルの習得、AIリテラシー向上のための教育コンテンツの充実・普及啓発を図る。さらに、次世代のAI開発等を担う若手研究者や博士後期課程学生を支援する。

WP-3 / #11* / EJ to EJ 研究・開発協力

日本政府と欧州委員会との間で研究者交流や戦略的研究開発強化を議論し、ホライズン・ヨーロッパについて理解を深めるとともに、ホライズン・ヨーロッパを含む様々な形態での連携を探る。

スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現するキープレイヤー。国外からの呼び込みやグローバル市場への展開に向け、国際連携を推進しつつ、スタートアップ・エコシステムの構築・発展のための支援を実施中。

ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展

WP-4 / #01* / EJ to EJ 気候変動に対する両政府の政策と方針

日本政府は、2050年カーボンニュートラル目標、及びそれに整合した中期目標の下、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため昨年5月に成立した「GX推進法」に基づき「GX推進戦略」を閣議決定したほか、昨年末には20兆円規模のGX経済移行債を活用した投資促進策の具体化に向け「分野別投資戦略」を取りまとめた。化石燃料への過度な依存からの脱却を目指し、徹底した省エネに加え、再エネや原子力など、脱炭素効果の高い電源への転換を推進するとともに、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、10年間で150兆円を超える官民のGX投資の実現を目指す。加えて産業構造、産業立地、エネルギー供給を総合的に検討し、より長期的な視点に立った「GX2040ビジョン」を年度末までに示す。また、環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD）やOECD貿易委員会を通じて、炭素国境調整措置（CBAM）制度の運用の在り方や実務的な協調の必要性について議論を継続していく。

WP-4 / #02* / EJ to J 資源効率・循環経済の促進

日本政府は、循環経済実現に向けて、政策支援の拡充、産官学連携の取組強化及び規制・ルールの整備を進めている。

政策支援の拡充については、資源循環分野での投資拡大を目指し、本年度以降の3年間で300億円の支援を行う。

産官学連携の取組強化については、昨年9月、循環経済に野心的な関係主体が参画する「サーキュラーパートナーズ」を立ち上げ、動静脈産業を含む関係主体のライフサイクル全体における連携強化に取り組んでいる。また、本枠組みでは循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化に向けた情報流通プラットフォームの構築等、循環経済実現に必要な施策を検討している。加えて、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第5次循環型社会形成推進基本計画を今夏策定予定。国内においては、地域の循環資源やバイオマス等の再生可能資源をうまく活用して先進的な取組を進める自治体や企業を後押しすることで、全国各地の製造業と廃棄物処理・リサイクル業が有する高い技術力を生かし、地域ごとに特徴ある循環資源や再生可能資源の活用を促進する。

規制・ルールの整備については、国際標準化等国際的なルールメイキングの主導・参画が必要。日EUでの連携については、G7やG20等の多国間の枠組み、日EUグリーン・アライアンス、日EU・EPA等の二国間の枠組みを活用して進めていく。さらに、EUを含むG7やB7等の経済界と連携し循環経済及び資源効率性原則（CEREP）の普及を促進する。

WP-4 / #04* / EJ to EJ 強靱で快適なくらしの実現

近年、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている。我が国においても、こうした背景を踏まえ、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境の実現を目指している。具体的には、都市緑地法等の一部を改正し、国の基本方針の策定や、民間企業が行う良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度の創設等を行い、国主導による緑地の保全や緑地への投資環境の整備等を進めている。

省エネルギーに関する施策の展開について、経済産業省は、省エネ設備への更新支援や、住宅の省エネ化支援などを通じて、省エネ設備の導入を進める。これらの支援策を進めるにあたっては、省エネ法に基づくトップランナー制度で求めている基準との整合を図るとともに、手続きの簡素化に努める。

BRTから支持の表明があったデジタル田園都市国家構想については、デジタル田園都市国家構想の下、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、という4つの取組を進めていく。また、デジタル実装の前提となる、①ハード・ソフトのデジタル基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組、という3つの取組を強力に推進する。こうした取組により、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現とともに、東京圏への過度な一極集中の是正と地域活性化を図っていく。

また、総務省では、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」に基づき、光ファイバの未整備地域の解消、5G等の更なる整備、データセンター地方拠点／海底ケーブル等の整備推進、NTN（非地上系ネットワーク）の早期国内展開を図るとともに、次世代の情報通信インフラ Beyond 5Gの関連技術を確立するなど、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けたデジタル基盤の整備を推進していく。